

新潟市自転車等駐車場の附置等に関する条例施行規則

平成19年3月26日

新潟市規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市自転車等駐車場の附置等に関する条例（平成19年新潟市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の用途の範囲等)

第2条 条例第4条第2項の施設の用途の範囲は、別表（ア）欄に掲げる施設の用途の区分に応じ、それぞれ同表（イ）欄に定めるとおりとする。

2 条例第4条第2項の施設面積の算定方法は、別表（ア）欄に掲げる施設の用途の区分に応じ、それぞれ同表（ウ）欄に定める床面積を合計することにより行うものとする。

3 条例第4条第3項の自転車等駐車場の駐車台数1台の面積は、1平方メートル以上とする。ただし、特殊な装置を用いる自転車等駐車場の場合で市長が適当と認めるときは、特殊な装置の仕様によることができる。

(自転車等駐車場の設置の届出等)

第3条 条例第10条第1項の規定により自転車等駐車場の設置又は変更の届出をする者は、別記様式第1号による自転車等駐車場設置（変更）届出書を市長に提出しなければならない。

2 条例第10条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるもの（変更の届出の場合にあつては、当該書類のうち変更事項に係るもの）とする。

(1) 施設及び自転車等駐車場周辺の見取図

(2) 施設及び自転車等駐車場の配置図

(3) 施設の各階平面図

(4) 自転車等駐車場の平面図

(5) 立体式自転車等駐車場及び特殊な装置を用いる自転車等駐車場にあつては、その構造図

(6) 自転車等駐車場の規模の算出計算表

3 市長は、第1項の届出があつた場合において、その届出に係る自転車等駐車場が条例第4条から第9条までに規定する基準に適合することを確認したときは、その届出をした者に対し、別記様式第2号による自転車等駐車場適合確認通知書により通知するもの

とする。

(自転車等駐車場の工事完了の届出)

第4条 前条第3項の規定により自転車等駐車場適合確認通知書を受けた者は、自転車等駐車場の設置工事が完了したときは、速やかに別記様式第3号による自転車等駐車場設置工事完了届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、自転車等駐車場の設置工事の完了した状況が分かる写真を添付しなければならない。

(身分証明書)

第5条 条例第13条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第4号によるものとする。

(措置命令書)

第6条 条例第14条第2項に規定する措置命令書は、別記様式第5号によるものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

(ア)	(イ)	(ウ)
施設の用途	施設の用途の範囲	算定の範囲
小売店舗，物品（映画，音楽等の複製物に限る。）を賃貸する事業所及び飲食店	小売店舗，レンタルビデオ店その他これに類する施設及び食堂，喫茶店その他これらに類する飲食店	売場，売場間の通路，ショーウインドー，ショールーム，承り所，物品加工修理所，客席，調理室，待合室その他これらに類する部分の床面積
銀行その他の金融機関	銀行，信用金庫，労働金庫，信用協同組合，証券会社その他これらに類する金融機関	営業室，ロビー，応接室，現金自動支払機設置室その他これらに類する部分の床面積
遊技場その他これに類する施設	ぱちんこ屋，まあじゃん屋，ゲームセンターその他これらに類する施設	遊技室，景品交換所，客席，ロビーその他これらに類する部分の床面積
専修学校その他これに類する施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校，同法第134条第1項に規定する各種学校，学習塾その他これらに類する施設	教室，実習室その他これらに類する部分の床面積

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

<p>自転車等駐車場設置（変更）届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	
<p>（あて先）新潟市長</p> <p style="text-align: center;">住所（法人にあつては 所在地）</p> <p style="text-align: center;">設置者 氏名（法人にあつては 名称及び代表者の氏名） 印</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>新潟市自転車等駐車場の附置等に関する条例第 10 条第 1 項の規定により次の とおり届け出ます。</p>	
届出区分	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 変更
1 施設の用途，施設面積等	
施設の名称	
施設の所在地	
施設の用途	
施設面積	
工事区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
2 自転車等駐車場の位置，規模等	
自転車等駐車場の位置	
自転車等駐車場の規模	自転車 台 ・ 原動機付自転車 台 合計 台
附置義務台数	台
自転車等駐車場の構造及び設備	
<p>注 1 変更届の場合は，変更しようとする事項のみ記入してください。</p> <p>2 該当する区分の□にレ印を記入してください。</p> <p>3 自転車等駐車場の位置図及び新潟市自転車等駐車場の附置等に関する条例 施行規則第 3 条第 2 項に定める書類を添付してください。</p>	

別記様式第3号（第4条関係）

自転車等駐車場設置工事完了届出書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div>	
（あて先）新潟市長 <div style="text-align: center;">住所（法人にあっては 所在地）</div> 設置者 氏名（法人にあっては 名称及び代表者の氏名） 印 電話番号	
新潟市自転車等駐車場の附置等に関する条例施行規則第4条第1項の規定により次のとおり届け出ます。	
工事完了日	年 月 日
自転車等駐車場の位置、規模等	
自転車等駐車場の位置	
自転車等駐車場の規模	自転車 台 ・ 原動機付自転車 台 合計 台
附置義務台数	台
自転車等駐車場の構造及び設備	
自転車等駐車場設置（変更）届出年月日	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 変更 年 月 日
自転車等駐車場適合確認通知書の番号及び年月日	第 号 年 月 日
注1 該当する区分の□にレ印を記入してください。 2 自転車等駐車場の設置工事の完了した状況が分かる写真を添付してください。	

別記様式第4号（第5条関係）

（縦5センチメートル以上，横8センチメートル以上）

（表）

		第	号
立入検査職員身分証明書			
写真	所属		
	職名		
	氏名		
		年	月 日生
上記の者は，新潟市自転車等駐車場の附置等に関する条例第13条第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。			
		年	月 日
		新潟市長	印

（裏）

<ol style="list-style-type: none">1 本証は，施設又は自転車等駐車場の立入検査をする場合には，常時携帯し，関係人から請求があったときは，これを提示しなければならない。2 本証は，他人に貸与し，又は譲渡してはならない。3 本証を損傷し，又は亡失したときは，理由を付して直ちに市長に届け出なければならない。4 本証は，資格を失ったときは，直ちに返還しなければならない。
--

別記様式第5号（第6条関係）

第 号 年 月 日	
措置命令書	
様	
新潟市長 印	
新潟市自転車等駐車場の附置等に関する条例第14条第1項の規定により次のとおり措置することを命ずる。	
施設の名称	
施設の所在地	
措置	
理由	
教示 この処分について不服があるときは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に異議申立てをすることができます。 また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。	